

2 重点分野・主要施策

計画期間中に取り組むべき施策の方向性を示すものとして、6つの重点分野（(1)～(6)）を設定しています。

次に、これらの6つの重点分野を実現するための主要な取組として、重点分野ごとに主要施策（丸数字）を設定しています。

さらに、主要施策（丸数字）ごとに「現状と課題」、「目指すべき方向」を明記し、その実現に向けた具体的な取組として「個別施策」を記載しています。

なお、介護保険法第118条等により、都道府県は、市町村が行う「被保険者の自立支援、介護予防又は重症化防止」及び「介護給付の適正化」の取組を支援するための取組に関して、本計画中に、取り組むべき事項及びその目標値を定めることとされています。

本県では、以下に記載する「主要施策」の中から、重点的取組に設定した項目に（★）を付し、具体的な目標値を記載しています。

これらの項目については、介護保険法に基づく実績評価を毎年度行い、PDCAサイクルによる取組の推進を図ります。

(1) 高齢者が元気で活躍する社会の実現と自立支援の推進

「長寿で輝く」社会の実現のためには、高齢者が生涯を通じていきいきと活躍できる社会の実現やそれを支える健康づくりが必要です。

また、地域リハビリテーションや地域包括支援センターによる支援など、高齢者の自立支援につながるケアマネジメントを通じて、高齢者が住みたいと思う地域で、できる限り生活し続けられるようにすることが必要です。

①地域・社会活動の推進

【現状と課題】

- ・ 本県は、全国に先行する形で高齢化が進行しており、県民の約3割が65歳以上の高齢者という状況です。今後も高齢化率は引き続き高まることを見込まれることから、高齢者が「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、長年培った知識や経験・技能を活かして積極的に地域・社会活動に参加し、地域社会の中でいきいきと暮らしていくことが期待されます。そのため、活動につながるきっかけづくりや、活躍の場を拡大していくことが必要です。
- ・ また、定年延長等の影響により地域・社会活動への参加者が減少傾向にあることから、新たな年齢層を開拓していくことも必要です。

【目指すべき方向】

- ・ 高齢者が積極的に社会を支える存在として活躍し、世代を超えて地域住民が支え合う地域づくりを推進します。
- ・ 高齢者一人ひとりの役割を引き出し、生きがい生まれる場づくりを推進します。

【個別施策】

○高齢者の社会参加に向けた意識啓発・活動の場の提供

- ・ 熊本さわやか長寿財団との連携により、シルバースポーツ交流大会や、シルバー囲碁・将棋大会などの文化活動等の場を提供し、高齢者の健康づくりや社会参加を促進します。
- ・ ねんりんピック出場選手やシルバー作品展出品者等を熊本さわやか知恵袋として登録し、地域からのスポーツ文化活動の指導等の要請に応じて登録者を派遣します。
- ・ より多くの地域で、元教職員等の高齢者をはじめとする地域人材を活用するなど、家庭の事情等により学習や体験活動をする機会が十分に確保されにくい子どもたちに対して、地域の学習教室や子ども食堂といった「こどもの居場所づくり」を通じ、学習や体験・交流の機会の提供等の支援を実施します。

○老人クラブ活動の推進（シルバーヘルパーの育成等）

- ・元気な高齢者が一人暮らしや体の弱い高齢者宅を訪問し、話し相手や生活援助等を行う友愛訪問員（シルバーヘルパー）活動をはじめとした老人クラブが行う支え合い活動を推進します。

○ボランティア活動への参加促進

- ・熊本県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動への参加を促進します。また、県ボランティアセンターの取組を支援し、ボランティア活動に参加しやすい体制整備を促進します。
- ・個別の市町村に対する伴走型支援等を通じて、介護予防・生活支援サービスにおける住民主体のサービスや通いの場等の実施を支援します。
- ・さわやか大学の卒業生が地域ごとに「さわやかボランティアーズ」をつくり、仲間づくりを図りながら環境美化作業等を行う活動を支援します。

②いきがい就労の促進

【現状と課題】

- ・高齢者にとって就労は、収入だけでなく、生きがい、健康づくり、介護予防、更には地域社会の支え手としての活躍につながるとされます。このように高齢者が知識や経験を活かして、希望に応じてできる範囲で働くという「いきがい就労」を推進する必要があります。
- ・本県は全国有数の長寿県（平均寿命は男性が全国9位、女性が全国5位）で、65歳から75歳未満の要介護認定率は3.9%と全国（4.4%）を下回っています。また、本県の高齢者の就業率は25.8%であり、全国平均24.7%を上回っていますが、内閣府調査^①では60歳以上の者の約6割が65歳以上まで働きたいと回答しており、本県においても就労意欲の高い潜在的な高齢者がいると見込まれます。
- ・さらに、全世代型社会保障構築会議報告書^②では、超高齢社会にあって、経済社会の支え手となる労働力を確保するには、女性や高齢者の就労を最大限に促進し、その能力発揮を実現することが必要であり、女性や高齢者をはじめ誰もが安心して希望どおり働き、活躍できる社会を実現していく必要があるとの提言もなされており、高齢者は社会にとって重要な支え手となっています。
- ・そのような中、高年齢者雇用安定法の改正により、令和3年（2021年）4月1日から、企業に対し70歳までの雇用確保措置の努力義務が設けられるなど、

① 内閣府「高齢者の経済生活に関する調査」（令和元年度）

② 全世代型社会保障構築会議（令和4年12月）

高齢者が活躍できる社会の実現に向けた取組が行われています。しかし、令和4年（2022年）の統計によると、県内においては65歳までの高齢者雇用確保措置を実施済みの企業が99.8%である一方、70歳までの高齢者雇用確保措置を実施済みの企業は26.9%にとどまっており、今後とも取組を進めていく必要があります。

【目指すべき方向】

- ・ 高齢者が住み慣れた地域で、本人の希望や能力を活かしながら、生きがいを持って暮らすことができる社会を実現するため、高齢者の就労機会を拡大するための取組を推進します。

【個別施策】

○ 高齢者の希望や能力に応じた多様な就労の促進

- ・ 高齢者雇用に関する事業者向けのセミナーの開催等による啓発活動のほか、ハローワーク、シルバー人材センター等を通じて就職を希望する高齢者と求人を行う事業所とのマッチングを行い、高齢者の多様な就労等を推進します。
- ・ 高齢者が活躍できる社会を目指すことを目的とする「九州・山口生涯現役社会推進協議会」において、同協議会委員である各県、経済団体等と連携のもと、高齢者の活躍に向けた理解促進のための周知活動、国への提言要望等を行います。

③健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進

【現状と課題】

- ・ 本県の平均寿命は男女とも全国で上位であるものの、健康寿命は全国で中位のため、健康な状態を長期にわたって継続するための取組が必要です。
- ・ 地域における介護予防の取組について、市町村や地域包括支援センター等と連携し、住民主体の「通いの場」等への参加者が継続的に拡大していくような取組を進める必要があります。

【目指すべき方向】

- ・ 高齢者の健康寿命の延伸のため、高齢者の健康づくりを引き続き推進していきます。

- ・ 通いの場や通所型サービスの活性化など介護予防活動の充実を通じ、高齢者が地域の中で生きがいや役割を持ち自立した生活を送ることができるよう支援します。特に、要支援者等の改善につながる短期集中予防サービス^③（通所型サービスC）が効果的に実施されるよう支援します。
- ・ 高齢者の心身の多様な課題にきめ細やかに対応していくため、関係団体との連携体制の構築等を支援します。

【個別施策】

○老人クラブによる健康づくりの活動推進

- ・ 老人クラブが取り組んでいる体力測定等の健康づくり事業を活性化して、健康づくりを進めます。

○高齢者の身体活動・運動の推進

- ・ 日常生活での運動習慣の定着を図るため、広報媒体を活用した意識啓発や歩数計アプリ等の活用促進に取り組みます。
- ・ フレイル^④を予防するため、高齢者の身体活動・運動の重要性について啓発を行うとともに、個別の市町村に対する伴走型支援等を通じて住民主体の「通いの場」等の介護予防の取組を支援します。また、研修会等を通じて関係職員の資質向上や関係者間の連携を強化します。
- ・ 高齢者の生活機能の改善が図られ、要介護認定率低下や介護給付費の抑制等につながるよう、特に、要支援者等の改善につながる短期集中予防サービス（通所型サービスC）が効果的に実施されるよう支援します。

○高齢者の食生活の支援

- ・ 県保健所及び関係機関等との連携により、高齢者の食を通じた健康づくりについて啓発するとともに、地域での共食の場づくりを支援し、低栄養・フレイル予防を推進します。
- ・ 食生活改善推進員等による高齢者の食生活改善のための講習会等の活動を支援します。

○高齢者の歯・口腔の健康づくり

- ・ オーラルフレイル予防のため、研修会や普及啓発等を通じ、高齢者の口腔機能の維持・回復への取組を医師、歯科医師、歯科衛生士、看護師、栄養士、介護支援専門員（ケアマネジャー）等の多職種と協力して進めます。

③ 短期集中予防サービス（通所型サービスC）は、適切なアセスメントによる明確な目標設定のもと、リハビリテーション専門職が利用者の身体状況等の評価を行いながら、運動器機能向上・栄養改善・口腔機能向上に資する複合的なプログラムを短期間（3ヵ月から6ヵ月）で集中的に実施することにより、身体機能・動作能力の改善を目指し、元気な姿を取り戻すための事業です。

④ フレイルとは、加齢が進むにしたがって徐々に心身の機能が低下し、日常生活活動や自立度が低下していく状態（虚弱）のことで、要介護状態に陥る最たる要因と言われています。しかるべき介入があればフレイルは予防できるとも言われています。

○高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組への支援

- ・市町村における取組の推進に向けて、好事例の横展開や関係団体との連絡調整、事業の取組結果に対する評価や効果的な取組の分析を進めます。

○農業・農村との連携

- ・農業、農村の持つ多面的機能の一つである心身の機能回復効果を活用し、農作業等を通じた健康づくり等の取組に加え、農業参入や農作業に取り組みたい福祉団体と、農繁期の人手不足等の農業関係者のニーズとのマッチングを図るなど、福祉と農業が連携した取組を推進します。

○総合型地域スポーツクラブの育成支援

- ・市町村と連携し、総合型地域スポーツクラブの設立・運営支援及び質的充実を図り、高齢者の疾病予防対策としてのクラブ活用を推進します。

④地域リハビリテーションの推進・地域包括支援センター等の機能強化

(★)

(地域リハビリテーション体制の充実)

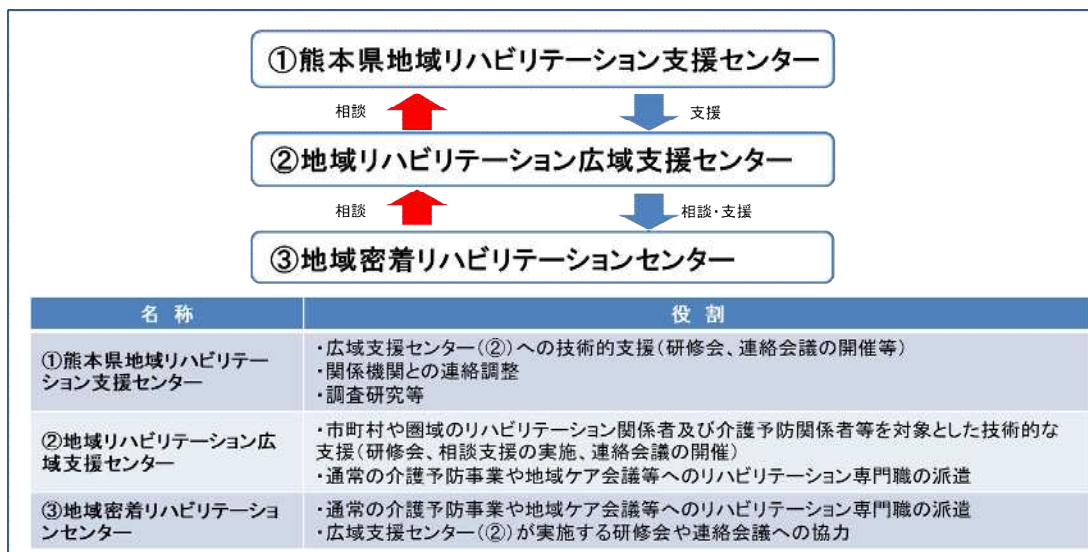
【現状と課題】

- ・高齢者が心身ともに健康で身近な地域の活動に参加しながら自立した生活を送ることができるよう、地域ケア会議へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する必要があります。
- ・また、住民主体の「通いの場」等において、県が実施している運動器機能評価システムを活用した体力測定を推進する必要があります。
- ・災害時の高齢者等の生活不活発病対策として、熊本地震や令和2年7月豪雨の際には、復興リハビリテーションセンターからリハビリテーション等専門職が派遣され、避難所や仮設住宅等における生活環境の調整や介護予防活動等の災害リハビリテーション活動を実施しました。

【目指すべき方向】

- ・一人でも多くの高齢者が少しでも長い期間、心身ともに健康で身近な地域の活動に参加しながら安心して暮らすことができるよう、医療・介護等、様々な分野の多職種の専門職と連携・協力して地域リハビリテーションを次の3層構造で推進します。

【参考：地域リハビリテーション推進体制】



【個別施策】

○地域リハビリテーション推進体制の整備

- ・「熊本県地域リハビリテーション支援センター」（熊本地域リハビリテーション支援協議会）、「地域リハビリテーション広域支援センター」（医療機関、老人保健施設）、「地域密着リハビリテーションセンター」からなる3層構造により、介護予防活動等に対する専門職の派遣体制を確保し、研修会や連絡会の開催、相談対応、実地支援等を実施します。
- ・地域リハビリテーション広域支援センターや地域密着リハビリテーションセンターから、通所、訪問、地域ケア会議及び介護予防に係る住民運営の通いの場等に専門職を派遣し、参加者の健康状態の把握やケアマネジメントなどの取組を支援します。
- ・住民主体の「通いの場」等において、運動器機能評価システムを活用した体力測定を推進し、結果の分析等を通じて、市町村の取組を支援します。

○災害時のリハビリテーション体制の整備

- ・3層構造の地域リハビリテーション推進体制との連携により、災害時に避難所や仮設住宅等へのリハビリテーション専門職の派遣等を実施するため、研修会等を通じて人材育成に取り組みます。

(地域包括支援センター等の機能強化)

【現状と課題】

- ・地域包括支援センターは、高齢者をはじめ、認知症やヤングケアラーなどの家族介護者支援に係る総合相談や権利擁護、介護予防ケアマネジメント、医

療と介護の連携、生活支援等を担う地域包括ケアシステムにおける中核的な機関であり、その充実・強化が必要です。

【目指すべき方向】

- ・研修等を通じ、地域包括支援センターの体制強化を推進するとともに、地域の関係者と「地域包括ケアシステム」の目指すべき方向性を共有します。また、障害分野や児童福祉分野など他分野との連携促進を図ります。
- ・自立支援のためのケアマネジメントを推進するため、様々な職種（地域包括支援センター職員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、リハビリテーション専門職、看護職員、在宅歯科従事者等）に対して、自立支援志向の意識の醸成や自立支援のスキルアップ、多職種連携体制の構築等を支援します。

【個別施策】

○地域包括支援センターの機能強化

- ・地域包括支援センターの職員等を対象とした研修会の開催等を通じてケアマネジメント力の向上などの人材育成を図ります。また、「地域包括ケアシステム」の目指すべき方向性について、市町村職員や地域包括支援センター職員、介護事業所の職員、生活支援コーディネーター等の地域の関係者も交えて理解を深めるための機会を設けます。このほか、各市町村の課題や特徴を踏まえた上で、個別の市町村に対する伴走型支援の実施や好事例の展開を図っていきます。
- ・障害分野や児童福祉分野など他分野との連携促進を図り、属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことができるよう、市町村を支援します。

○地域ケア会議の充実・機能強化

- ・熊本県地域リハビリテーション支援センターや地域リハビリテーション広域支援センター、リハビリテーション専門職団体と連携して専門職人材の育成に取り組むとともに、地域ケア会議アドバイザーとしての専門職人材の派遣体制を構築します。

○高齢者の自立支援に向けた多職種に対する人材育成

- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）や介護事業所の看護職員、歯科衛生士、リハビリテーション専門職、生活支援コーディネーター等の多職種に対して、自立支援の重要性、各々のスキルや多職種連携等に関する研修等の実施を支援します。

⑤地域生活の基盤整備

【現状と課題】

- ・介護予防・日常生活支援総合事業^⑤により、各市町村は、地域の実情に応じた生活支援サービス等の充実に取り組んでいます。今後、高齢者が住み慣れた家や地域での生活を継続させていくためには、見守り、配食、買い物や家族介護者への支援等の多様なサービスが、インフォーマルなサービスも含め利用者のニーズに応じて提供されることが求められています。
- ・その中で、生活支援コーディネーターは、生活支援の担い手やサービスの開発等を行う重要な役割を担っており、各市町村コーディネーターの連携強化やその資質向上に継続して取り組む必要があります。
- ・また、中山間地域等の条件不利地域では、新たに医療や介護サービスを担う事業所が参入することは難しい面があります。地域住民等の参加も得ながら、地域の実情に応じた在宅サービスの基盤づくりを進めていく必要があります。
- ・さらに、認知症の人を含め、自動車を運転することができない高齢者等については、医療機関での受診や買い物等の日常生活を行うことができるよう、移動手段の確保・充実が求められています。

【目指すべき方向】

- ・市町村が、地域の実情に応じて、ボランティア、NPO法人、地域住民等の様々な主体による多様な生活支援サービスを充実することができるよう支援します。特に、中山間地や認知症の人を含む高齢者等の移動手段の確保についての取組を進めます。

【個別施策】

○介護予防・日常生活支援総合事業や生活支援サービスの充実

- ・市町村や地域包括支援センター、生活支援コーディネーターを対象とした研修会等を通して、地域ケア会議、通いの場等を通じた地域づくりや買い物、配食など多様な生活支援サービスの充実に向けた取組を促進するとともに、個別の市町村に対する伴走型支援等を実施し、地域の関係者と課題解決に取り組むなどの好事例の展開を図っていきます。

○「地域の縁がわ」の普及促進

- ・誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、こどもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、地域の誰もが気軽に集い支え合う地域の拠点

^⑤ 介護予防・日常生活支援総合事業は、平成27年の介護保険改正により介護保険から切り離された要支援の介護予防給付の一部（訪問介護と通所介護）と、従来の市区町村で行われていた介護予防事業が編成し直されて整備された制度で、要支援者と65歳以上の全ての高齢者が対象になります。介護サービス事業者による介護予防サービスに加え、NPO法人や民間企業、ボランティア等地域の多様な主体がサービスを提供していくことが特徴です。

「地域の縁がわ」の立ち上げ支援や好事例の普及により、更なる普及・拡大や活動の活性化を支援します。

○中山間地域等における在宅サービス提供体制づくりへの支援

- ・中山間地域等において、地域の実情に応じた在宅サービス拠点の整備や地域住民と連携した生活支援サービスの基盤づくりをする事業者等を支援します。

○移動手段の充実

- ・福祉部局と交通等関係部局との連携の強化や、地域の交通事業者等と市町村の福祉関係部局等による協議の場の活用等により、市町村の一体的な対策の検討を促進します。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業において実施される移動支援サービス（訪問型サービスD）等の普及・拡大や、地域の公共交通サービス及び移動支援サービスの充実が図られるよう、市町村や地域包括支援センター、生活支援コーディネーター等を対象とした研修会や個別の市町村に対する伴走型支援等を通じて、移動支援の取組を促進します。
- ・認知症の人が公共交通機関等を利用しやすいよう、交通事業者等に対する認知症サポーター養成を推進し、交通事業者等による見守り支援の取組を促進します。
- ・各地域の実情に応じたコミュニティバス、乗り合いタクシーの運行や、福祉有償運送、公共交通空白地有償運送等のコミュニティ交通が更に充実するよう、令和3年（2021年）3月に策定した「熊本県地域公共交通計画」に基づき、市町村への財政支援や研修機会を充実させます。また、市町村の地域公共交通会議等への参画を通して、市町村の移動支援の取組を後押しします。

⑥見守りネットワークの構築

【現状と課題】

- ・少子高齢化社会の進展や社会構造の変化により高齢者のみで構成される世帯が増加し、社会的関係の希薄化も相まって、孤独・孤立の問題が進んでいます。
- ・また、デジタル化の急速な進展等、消費者を取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、高齢者もその影響を受けています。高齢者の中には、健康への不安や判断力の低下、デジタルリテラシー等の課題を抱えている人もおり、高齢化が進む中、高齢者の消費者被害は、今後更に深刻化することが懸念されます。

- ・ 県消費生活センターにおいても、60 歳以上からの相談の割合が全体の約 4 割を占めており、高齢者への消費者被害の防止の取組を更に強化していく必要があります。

【目指すべき方向】

- ・ 高齢者の安全・安心の確保のため、高齢者の見守りネットワークの構築及びその機能強化について、引き続き推進していきます。

【個別施策】

○多様な見守り体制の構築

- ・ 地域の事業者と関係機関（県、熊本県社会福祉協議会、熊本県民生委員児童委員協議会、熊本市民生委員児童委員協議会、県警察本部等）が積極的に協力・連携する見守りネットワーク、「熊本見守り応援隊」の連携強化を図り、更なる活動の促進を図ります。
- ・ 市町村、熊本県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会と連携し、地域づくりを支える担い手（福祉のまちづくりリーダー）の育成を図るとともに、市町村や社会福祉協議会の民生委員、地域住民、社会福祉法人、NPO 法人、民間企業等と連携した見守り体制の構築を支援します。

○高齢者等の消費者被害の未然防止・早期救済

- ・ 市町村の見守りネットワーク構築を支援するとともに、消費者安全確保地域協議会への移行を推進し、高齢者等の見守り活動が充実するよう支援します。

○老人クラブによる見守り活動等の推進

- ・ 友愛訪問員（シルバーヘルパー）等による見守り活動を推進します。
- ・ 老人クラブが取り組む防犯・消費者被害・振込詐欺の被害防止活動を支援します。